

改正施行日：**令和3年4月1日**

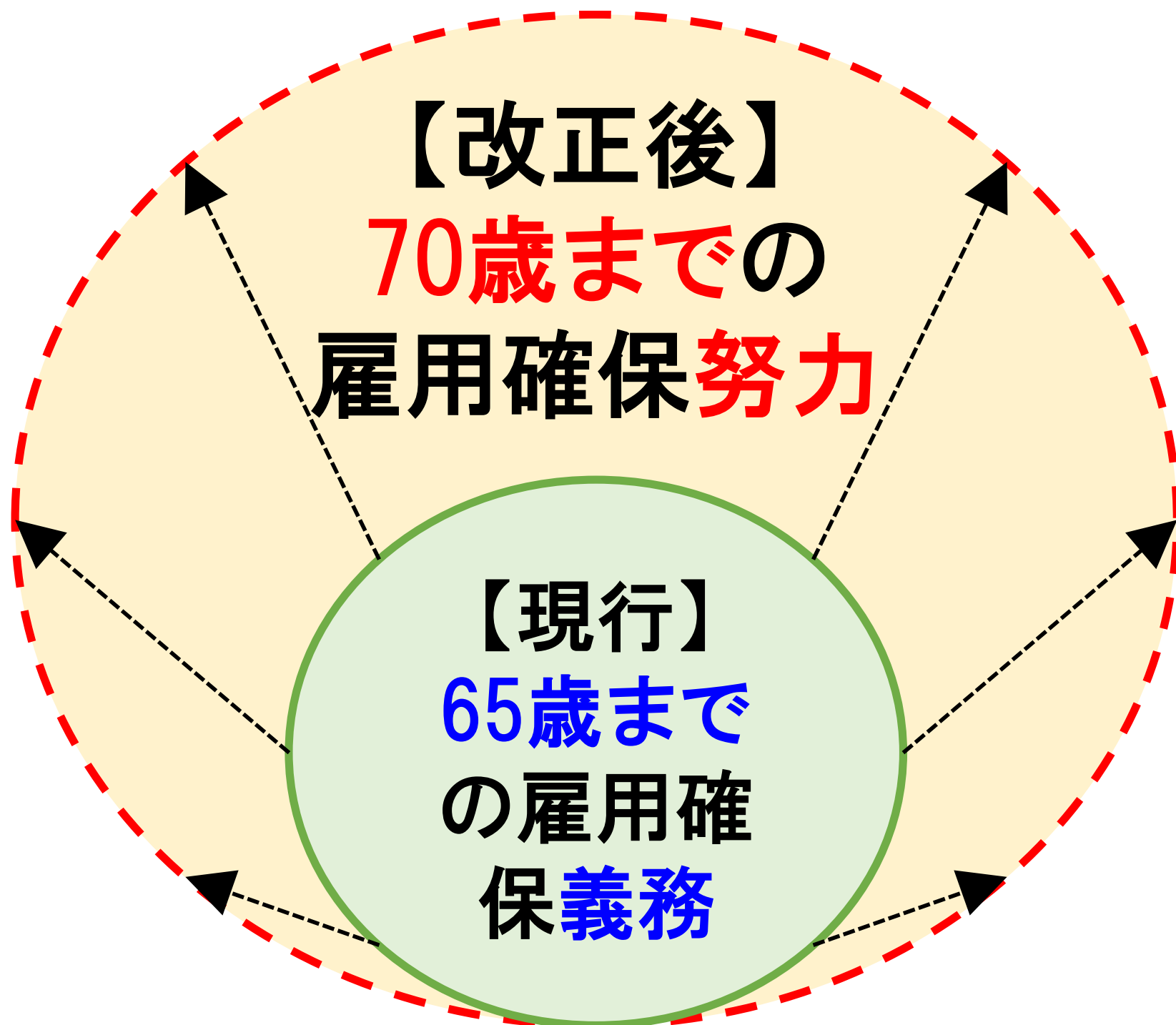
法改正情報

経営者・人事担当者向け

高年齢者雇用安定法の改正
～70歳までの就業確保努力義務～



改正後イメージ図



2021年4月より、「**65歳までの労働者の雇用確保義務はそのままに、70歳までの雇用の確保も併せて努力してください**」ということになりました

雇用確保の具体的な方法

次のいずれかの措置により雇用を確保していきましょう

高年齢者就業確保措置

OR

創業支援措置

創業支援措置導入には
過半数労働組合との合
意が必要



高年齢者就業確保措置

★以下のうちからどれか一つで対応

①70歳まで定年引上げ

②定年制度の廃止

③70歳までの継続雇用制度の導入

これまで「65歳」だったものが「70歳」に変わっただけです



新設！

創業支援措置

★以下のうちどちらか一つで対応

④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

⑤70歳まで継続的に「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの（ボランティアや社会貢献活動）」に係る業務に従事できる制度を導入

※簡単に言うと、65歳以上の方の為に新たな団体等を設立してそこで働いてもらうようにしましょうということ

※この場合、事業主が専用の団体を設立しても良いし、他の団体に委託・出資し、そこで働いてもらうということでもOK

**いずれ「努力義務」ではなく、
「義務」に**

**今、これから制度整備の準備
に入ることが必要です！**

初回、無料相談を行っております。
労務に関してなんでもお気軽にお問い合わせ
ください。

私たち、一般社団法人えがお・ワークラボは、

「顧客の真のニーズを感じ取り、
誠実に対応すること」

をモットーにお客様に寄り添った支援を行っています！

私たち「一般社団法人えがお・ワークラボ」は、組織の主役であるヒトが仕事観も働き方も自由に選択でき、仕事を通して人生を楽しめるような世の中を目指して各種支援・活動を行っています。
労務・人事の専門家である社会保険労務士が多数在籍しており、人材開発・教育人材開発・教育、人事評価制度構築、法改正に関する最新情報の発信など、幅広いコンサルティングを手掛けています。